

市第140号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正

1 改正内容

横浜みどりアップ計画市民推進会議（以下「市民推進会議」という。）は、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の推進に向けて、施策・事業の評価、提案等を市民参加により行うため、21年5月に設置した組織です。

25年12月の第4回市会定例会では、横浜みどり税の課税期間を5年間延長する「横浜みどり税条例の一部改正案」が議決され、計画期間を26年度から30年度とする「横浜みどりアップ計画」を策定しました。

26年度以降に取り組む計画名を「横浜みどりアップ計画」としたため、「横浜市附属機関設置条例」（平成23年12月横浜市条例第49号）における市民推進会議の担当事務の計画名を変更します。

2 新旧対照表

現 行				改正案			
条文省略				条文省略			
別表（第2条、第3条第1項）				別表（第2条、第3条第1項）			
執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数	執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数
市長	（省 略）			市長	（省 略）		
	横浜みどりアップ計画市民推進会議	横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的とする <b>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）</b> に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務	20人以内		横浜みどりアップ計画市民推進会議	横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的とする <b>横浜みどりアップ計画</b> に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務	20人以内
	（省 略）				（省 略）		

3 施行期日

平成26年4月1日